

3 計画の推進

(1) 計画の推進体制

- 本計画の推進にあたり、歯科口腔保健の関係者がそれぞれの役割を果たし、国、県、市町村、医療保険者、教育機関等と連携を図り、相互に関連する業務について協力していくことが必要です。
- 取組にあたっては、学識経験者、歯科保健医療関係団体の役職員、関係行政機関の職員等から構成される「福岡県歯科保健医療推進協議会」（以下「協議会」という。）において、進捗状況を審議し、必要に応じて見直しを検討します。

(2) 各主体の役割

① 県民

- 歯と口腔の健康づくりから全身の健康を保持増進するためには、県民の皆様が自ら、歯と口腔の健康づくりに興味と正しい知識を持ち、日頃から歯科疾患の予防に向け取り組むとともに、かかりつけ歯科医を持ち、定期健診や保健指導を受け、歯や口腔の病気の早期発見、早期治療に取り組めます。

② 県

- 県は、条例の基本理念にのっとり、国や市町村と連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、実施します。
- 歯科口腔保健の推進は、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育など多方面の分野に関係することから、医療分野（歯科以外も含む）、保健分野、社会福祉分野等の関係者や団体と協力し、市町村、事業者及び医療保険者が効果的に歯科口腔保健に取り組むことができるよう、情報の提供や助言など必要な支援を行います。

③ 市町村

- 住民に身近な歯科保健サービスの提供主体として、歯科健診や歯科保健事業を地域の特性をふまえて継続的に実施します。
- 地域の歯科保健の現状を把握、分析した上で、医療分野（歯科以外も含む）、保健分野、社会福祉分野、教育委員会等の関係機関と連携して取組を実施します。

④ 歯科医療等業務従事者

- 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の歯科専門職は、国、県、市町村が講ずる歯科口腔保健対策に協力し、歯科医療及び歯科口腔保健サービスの充実に努めます。

⑤ 保健等業務従事者

- 保健、歯科医療を除く医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野に関わる従事者は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、国、市町村と協力しつつ、歯科医療等業務従事者と連携し、本県の施策に協力するよう努めます。

⑥ 事業者及び医療保険者

- 事業者や医療保険者は、国、県、市町村が講ずる歯科口腔保健対策に協力し、歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めます。

⑦ 福岡県歯科口腔保健支援センター

- 県は、地域の状況に応じた歯科口腔保健に関する施策を進めるための拠点として、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第15条第1項の規定に基づき、「福岡県歯科口腔保健支援センター」を設置し、関係機関と連携して歯科疾患の予防等による県民の歯と口腔の健康づくりを進めます。
- 学識経験者等から構成される協議会において、数値目標の達成状況や事業の取組状況を評価し、本計画の進行管理を行います。

(3) 目標一覧 (再掲)

項目	直近値	目標値 (2029(令和11)年度)	調査資料
妊産婦期、乳幼児期			
3歳児でう蝕のない者の割合の増加	88.8%	95%	地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省) ²⁾
学齢・青年期			
12歳児の1人平均う歯等数の減少	0.9本	0.6本	学校保健統計調査(文部科学省) ³⁾
成人期			
40歳で歯周炎を有する者の割合の減少	42.4%	30%	市町村歯周疾患検診結果(健康増進課調) ³⁾
40歳で喪失歯がない者の割合の増加	87.6%	95%	市町村歯周疾患検診結果(健康増進課調) ³⁾
60歳で歯周炎を有する者の割合の減少	48.3%	35%	市町村歯周疾患検診結果(健康増進課調) ³⁾
60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	89.9%	95%	市町村歯周疾患検診結果(健康増進課調) ³⁾
歯周疾患検診を実施している市町村数の割合の増加	76.7%	100%	市町村歯周疾患検診結果(健康増進課調) ³⁾
過去1年間に歯科受診(検診を含む)した者の割合の増加(20歳～)	59.0%	70%	県民健康づくり調査(福岡県) ³⁾
高齢期			
65歳以上でかみにくいと自覚症状がある者の割合の減少	5.0%	4%	国民生活基礎調査(厚生労働省) ³⁾
80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	45.5%	70%	歯科疾患実態調査(厚生労働省) ³⁾ (75歳以上85歳未満の数値から推計)
障がい者(児)、要介護者			
障がい者(児)が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率の増加	78.3%	90%	歯科口腔保健医療に関する実態調査(健康増進課調) ⁴⁾
要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率の増加	46.8%	50%	歯科口腔保健医療に関する実態調査(健康増進課調) ⁴⁾
在宅歯科医療を行っている歯科診療所 ^(※2) の割合の増加	35.0%	50%	医療施設静態調査(厚生労働省) ¹⁾

(※2) 医療保険による訪問診療(居宅・病院・診療所、介護施設等)、訪問歯科衛生指導のいずれかの実績がある歯科診療所

調査年度 1) 令和2年度； 2) 令和3年度； 3) 令和4年度； 4) 令和5年度